

第 2 2 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和 7 年 3 月 2 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- 日程第 1 議事録署名者の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 2 3 号 農地所有適格法人の報告等について
- 日程第 4 報第 2 4 号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて
- 日程第 5 議第 1 6 8 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について
- 日程第 6 議第 1 6 9 号 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 7 議第 1 7 0 号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について
- 日程第 8 議第 1 7 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第 9 議第 1 7 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）について（賃借権の移転）

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木義弘、上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、陣出通子、大面正紀、東野満浩、丸山浩一、森田高見、田中君代、垣内常宏、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員

辻直司、小井戸寿尚

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子、
森林政策課：東 靖記、農地主事：森真哉、書記：尾形博司、中島麻由美、
農地相談員：木戸脇良昭、飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職務代理	ただいまより第２２回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、１９名中１７名で農業委員会等に関する法律第２１条第３項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会 長	皆様こんにちは。 急に暖かくなりましたが、寒暖差で体調を崩さないように注意してください。 この時期、いろいろな会合に出席することがありますが、来賓の方から「米が高い」「野菜が高い」といった話はしない方がいいのかと聞かれることがあります。あえてそういう話をした方がいいと伝えています。 米が高いといっても、１膳あたり、１合あたりの金額にしたら、本当に高いのかどうか、米の仮渡し金は３０年前より安いのが現状です。消費者に興味を持っていただくためにも、私はこういった話はしていった方がいいと考えています。 本日も慎重な審議とスムーズな進行をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
職務代理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議 長	日程第１ 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。

	議席番号 15番 垣内常宏 委員と18番 牛丸和久 委員を 指名します。
議 長	日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。 日程第3 報第23号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
森農地主事	今回は5法人について報告します。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件があり、 ①法人形態要件 ②事業要件 ③議決権要件 ④役員要件 については、報告資料により総合的に確認しております。 (案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、 農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上1件について報告いたします。
議 長	続きまして、日程第4 報第24号 農地法の規定に基づく許可 処分の取消しについて を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中島書記	4条の転用許可済の農地について、許可取消申請があり、取消し が行われた1件について、報告します。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、

	説明)
	以上 1 件について報告いたします。
議 長	続きまして、日程第 5 議第 1 6 8 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中 島 書 記	今回は、8 件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。
川 上 委 員	住民登録地が県外となっている 2 件の案件については、移住の時期や本当に当地で営農していけるのかという点を、地元委員として十分確認したうえで、今回の上程となったことを補足させていただきます。
垣 内 委 員	広大な面積の購入案件について、農業従事者はいつ時点のものでしょうか。
中 島 書 記	令和 7 年 2 月申請時点のもので、その後、新たに 2 名の外国人労働者を確保したことを確認しています。
垣 内 委 員	機械や人材の都合もあり、購入後すべての農地ですぐに営農することは難しいこともあると思いますが、その場合、いつまでに営農できればよい、などといった猶予などがありますか。

森農地主事	一律のきまりはありませんが、広大な面積であるため、今後、事務局で現地を注視すべき案件であり、状況によっては対応を考える必要もでてくるのではないかと考えています。
垣内委員	非常に広大な面積なので、遊休農地にならないように皆さんで見守ってほしいと思います。
東野委員	いくつかの地域で営農することになるので、皆さんも注視していただきたいと思います。
川上委員	営農状況が十分でない場合、許可取消等の処分はできるのですか。
森農地主事	耕作状況が十分でないとしても、所有権移転登記が済んでいれば、権利を取り消すことはできません。 耕作については、農地中間管理機構などを通じ、耕作できる方を探すという方法もあります。
川上委員	農地中間管理機構を通す場合も、本人の承諾が必要なのではないですか。
林事務局長	農地の売買については、耕作することが条件であり、耕作していない場合は農地法違反になるので、指導対象となります。 農業委員会として、利用状況を確認し、耕作を促すことはできます。
議長	その他、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。 続きまして、日程第6 議第169号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

		事務局の説明をお願いします。
中島書記		今回は、5件の上程です。 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので、予め報告をいたします。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)
議長		ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第7 議第170号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中島書記		今回は、3件の上程です。 非農地証明は、農地法に規定された農地又は採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、宅地や山林としての証明を求められるケースが多いですが、非農地となってから20年以上経過していることを、家屋登記簿や課税証明等により確認しています。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第171号 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 法改正により、今回から農地の貸借は、3条申請を除き、すべて農地中間管理機構を経由した貸し借りに変更となります。これまで、所有者と機構の契約は市が公告し、機構と耕作者の契約は県が公告していましたが、今後は所有者・機構・耕作者を一括して県が公告することになります。

本日は15件の上程です。

(耕作者ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借期間を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画(案)については、意見なしとして決定します。

続きまして、日程第9 議第172号 農用地利用集積等促進計画(案)について (貸借権の移転) を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は3件の上程です。

(権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

職務代理 トラブルが発生した際は、誰が対応するのですか。

尾形書記 農地中間管理機構が対応します。

上堀委員 現実には、農地中間管理機構が、所有者が耕作できなくなった農地と耕作者をマッチングさせているのではなく、既にマッチングできている農地しか取り扱わないという状況は、おかしいのではないですか。

議長 委員の発言はもっともなことです。広い県内を対応しきれない結果が、現状だと思います。
その他、ご意見等ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画(案)(貸借権の移転)については、意見なしとして決定します。

以上で本日予定していました議事を終了いたします。

職務代理 これをもちまして、第22回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時25分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

垣内 常宏 委員

牛丸 和久 委員
